

▼ INDEX

- 1 ★本日締切★豪華賞品があたる！「大証・東証 ETF 入門クイズ」のご案内
- 2 ラジオ NIKKEI「IR サプリ」2月放送予定のご案内
- 3 JASDAQ チャンネル新着情報
- 4 新着アナリストレポートのご案内
- 5 証券取引等監視委員会コラム

---

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の5を抜粋しております。

---

5 証券取引等監視委員会コラム

---

開示書類の虚偽記載等について(1)

今回から数回にわたり、開示書類の虚偽記載等について説明したいと思います。今回は、「虚偽記載のある有価証券報告書等の提出」を取り上げます。

1. 概要

上場会社等は、事業年度ごとに、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない(金商法第24条第1項)とされています。また、有価証券報告書に記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため当該書類の内容を訂正する必要があるときは、有価証券報告書の提出者は、訂正報告書を内閣総理大臣に提出しなければなりません(金商法第24条の2第1項において第7条第1項を準用)。

こうした有価証券報告書等について、虚偽記載のあるものを提出した者は、刑事罰又は課徴金納付命令の対象となります。

(1) 刑事罰

有価証券報告書又はその訂正報告書であって、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者は、10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれらが併科されます(金商法第197条第1項第1号)。

また、法人の役職員が、その業務・財産に関し違反行為をしたときは、その法人に対しても7億円以下の罰金刑を科す両罰規定が置かれています(金商法第207条第1項)。

## (2) 課徴金

一方、行政処分としては、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等(有価証券報告書及びその添付書類又は訂正報告書)を提出したときは、課徴金の国庫納付命令を行うこととなります(金商法第 172 条の 4 第 1 項)。

重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている四半期・半期・臨時報告書等を提出したとき(同条第 2 項)、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事項を記載すべき臨時報告書を提出しない場合(同条第 3 項)も、課徴金の国庫納付命令の対象となります。

課徴金額については、基本的に、虚偽記載のある有価証券報告書等の提出の場合は、イ)600万円 又は

ロ)当該有価証券報告書等を提出した上場会社等が発行する株券等の時価総額の10万分の6

のいずれか大きい額です。

虚偽記載のある四半期・半期・臨時報告書等の提出、臨時報告書の不提出の場合の課徴金額は、上記の課徴金額の2分の1となります。

なお、同一の事業年度に係る2以上の継続開示書類等(有価証券報告書等、四半期・半期・臨時報告書等)について課徴金納付命令の決定をする場合は、課徴金額の調整を行うこととされており、「個別決定ごとの課徴金の算出額を合計した額」が、「有価証券報告書等に係る個別の算出額」又は「四半期・半期・臨時報告書等に係る個別の算出額の2倍」のいずれか高い額を超えるときは、その高い額が課徴金額の合計額となります(金商法第 185 条の 7 第 6 項)。例えば、同一の事業年度において、虚偽記載がある有価証券報告書(課徴金の算出額 600 万円)と3つの四半期報告書(同各 300 万円)を提出した場合、算出額の合計額は 1,500 万円となりますが、課徴金額の合計額は 600 万円となり、虚偽記載がある有価証券報告書に係る課徴金額は 240 万円、四半期報告書の課徴金額は各 120 万円(個別の算出額に応じて按分)となります。

また、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金額は半額となります(金商法第 185 条の 7 第 12 項)。一方、違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金額は1.5倍となります(金商法第 185 条の 7 第 13 項)。

## 2. 事例

### (1) 犯則事件

「オリンパス(株)に係る虚偽有価証券報告書提出事件」(平成 24 年 3 月 6 日、3

月 28 日告発)では、犯則嫌疑者は、共謀の上、犯則嫌疑法人オリンパス(株)の業務及び財産に関し、

i)犯則嫌疑法人の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの連結会計年度(便宜上、「平成 18 連結会計年度」といいます。以下同様。)につき、関東財務局長に対し、連結純資産額が 2,322 億 4,900 万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、「純資産合計」欄に 3,448 億 7,100 万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し、

ii)平成 19 連結会計年度につき、関東財務局長に対し、連結純資産額が 2,514 億 5,000 万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に 3,678 億 7,600 万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し、

iii)平成 20 連結会計年度につき、関東財務局長に対し、連結純資産額が約 1,213 億 2,300 万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に 1,687 億 8,400 万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し、

iv)平成 21 連結会計年度につき、関東財務局長に対し、連結純資産額が約 1,718 億 2,300 万円であったにもかかわらず、架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に 2,168 億 9,100 万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し、

v)平成 22 連結会計年度につき、関東財務局長に対し、連結純資産額が約 1,252 億 3,900 万円であったにもかかわらず、架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に 1,668 億 3,600 万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し、

もって、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出しました。

このほか、犯則事件としては、(株)アイ・エックス・アイに係る虚偽有価証券報告書等提出事件(平成 20 年 6 月 17 日告発)、オー・エイチ・ティー(株)に係る虚偽有価証券報告書等提出事件(平成 20 年 12 月 24 日告発)、ニイウスコー(株)に係る虚偽有価証券報告書等提出事件(平成 22 年 3 月 2 日、3 月 19 日告発)、(株)富士バイオメディックスに係る虚偽有価証券報告書等提出事件(平成 23 年 5 月 27 日告発)などの事例があります。

## (2) 課徴金納付命令事案

開示検査結果に基づき課徴金納付命令が行われた事案の大半が、虚偽記載のある有価証券報告書等の提出であったり、それが含まれているものです。

例えば、「(株)シニアコミュニケーションに係る有価証券報告書等の虚偽記載及び同社役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載事案」(平成 22 年 9 月 17 日勧告)では、(株)シニアコミュニケーションは、関東財務局長に対し、売上の前倒し計上及び架空売上の計上等により、平成 18 年 3 月期から平成 21 年 12 月第 3 四半期にかけて、連結売上高、連結経常損益、連結当期純損益、連結純資産額等について「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出しました。「重要な事項につき虚偽の記載がある」とは、連結売上高、連結当期純損益等の事項に、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすような虚偽記載があったということです。

また、最近のものでは、「(株)プリンシバル・コーポレーションに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案」(平成 24 年 9 月 28 日勧告)で、(株)プリンシバル・コーポレーションは、関東財務局長に対し、貸倒引当金の過少計上等により、平成 23 年 3 月期から平成 23 年 9 月第 2 四半期にかけて、連結純資産額等について「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書又は四半期報告書を提出しました。

このほか、課徴金納付命令事案の主なものとしては、「三洋電機(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案」(平成 19 年 12 月 25 日勧告)、「(株)I H I に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案」(平成 20 年 6 月 19 日勧告)、「(株)ビックカメラに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案」(平成 21 年 6 月 26 日勧告)、「日本ビクター(株)及び J V C ・ケンウッド・ホールディングス(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案」(平成 22 年 6 月 21 日勧告)などの事例があります。

\*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

-----  
☆著者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985 年京都大学経済学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011 年検査局総務課長、2012 年 8 月より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)。

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>